

医政発 1130 第 14 号
保 発 1130 第 3 号
令和 3 年 11 月 30 日

公益社団法人日本臨床工学技士会 会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省保険局長



「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の
改訂について

医療用医薬品の流通改善については、一次売差マイナスの解消、未妥結・仮納入の改善、単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での提言に沿った取組について関係団体に要請する等の取組を行うとともに、国が主導し、流通改善の取組を加速するため、平成 30 年 1 月に、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成 30 年 1 月 23 日付け医政発 0123 第 9 号、保発 0123 第 3 号別添）を作成し、遵守を求めてきたところです。

今般、医療用医薬品の取引環境に大きな変化が生じ、長年の商慣行の改善に向けた取組の必要性が増していることを踏まえ、流通改善ガイドラインの改訂を行いました。

貴職におかれましては、貴団体会員等に対し周知の上、遵守されますようお願いいたします。